

令和5年度業務改善助成金のご案内（通常コース）

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

賃金引き上げ、設備投資等を行う前に申請してください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
(新潟県の場合、時間額 **890円～920円**)
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、
(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

改正された地域別最賃の発効日以後に賃金引き上げする場合は、発効日以後の地域別最賃額又は事業場内最低賃金のいずれか高い金額から30円以上引き上げる必要があります。

改正された地域別最低賃金の発効日前に申請を行い、発効日前に事業場内最低賃金から30円以上引き上げ、支払い実績が確認できる場合は助成対象となります。

申請と賃金引き上げのタイミングにご注意ください

(例) 改正前の地域別最低賃金 890円
事業場内最低賃金 890円
改正された地域別最低賃金が10月1日発効の場合

令和5年9月29日までに労働局に
交付申請書・事業実施計画書を**提出**

提出後、令和5年9月30日
までに890円から各コースの
金額以上**賃金引き上げ**

9/30

10/1 (例)
(改正された新潟県
最低賃金発効日)

交付決定後、事業実施
計画書に沿って令和6
年2月28日までに設
備投資等、代金の支払
を行います。

**賃金引き上げ日を所定休日等に定める、
賃金引き上げ対象労働者が賃金引き上げ日に欠勤する等により所定賃金支払日に賃金支払い実績が確認できない場合は対象外となります。**

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※ 「%ポイント (パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号 : 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30～17:15)



新潟働き方改革推進支援センター (TEL 0120-009-229) は
事業場に訪問してのご相談にも応じます

交付申請書等の提出先は**新潟労働局 雇用環境・均等室 (TEL 025-288-3528)** です